

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業

八幡浜市では、南予地域で生産、加工された木材を使用した木造住宅を新築又は購入される場合に、その経費の一部に対して補助を行っております。

この補助事業の概要は、以下のとおりです。

◆補助対象者

八幡浜市に居住するために木造住宅を新たに建築または購入される方。

◆補助内容

補助単価 15,000 円/m³ 補助上限額 50 万円

※ ただし、八幡浜市または、八幡浜市土地開発公社から購入した土地に新たに木造住宅を建築購入する場合は以下のとおり

補助単価 30,000 円/m³ 補助上限額 100 万円

◆補助対象住宅

補助対象住宅は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 在来工法（軸組工法）により南予地域で生産、加工された木材を住宅の※主要部材に用いて、その体積の60%以上使用して建築し、かつ住宅部分の床面積が66㎡以上の木造住宅であること。
※主要部材とは、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木、板類です。
- ② 八幡浜市内に本店を有する法人、又は市内に居住している大工・工務店を営業者により建築されること。
- ③ 建築基準法及び関係法令を満たしていること。

◆補助金の手続き

計画承認申請

補助金交付申請

※ 変更、中止等があった場合も届出が必要です。

◆事業完了

事業完了届（実績報告書、建築証明書、南予産材納品証明書、南予産材購入証明書、補助金請求書ほか）

◆お問い合わせ先

詳しい手続きに関しましては、八幡浜市役所農林課へお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先 八幡浜市農林課 農林振興第2係 TEL22-3111